

おきむら

# 興村脳神経外科クリニック通信

(毎月15日発行)  
＜第28号＞ H27. 4月

皆様いかがお過ごしですか？

興村脳神経外科クリニック通信第28号をお届けします。

バックナンバーは当院のホームページからも閲覧できますのでご利用ください。 <http://www.okimura-nouge.com/>

今年もエイプリルフールにこの原稿を作成しています。昨年ちょっとした嘘をつき、それなりの反響を楽しんでいたはず小僧？じいさん？の自分を思い出しました（第16、17号参照）が、今月は先月に引き続き（第27号参照）スタッフ（もちろん先月の方とは別人です）の転倒事件の話題からです。ある3月の朝、顔面に傷を負って出勤してきた方がいました。「どうしたの？」と聞いても詳細を語ってくれません。推測ですが、色付き水が過ぎたために「意識消失」の結果、「頭部打撲」をしたようです。医療機関に勤務するものとしての自覚を持っていただくために、院長の立場としては心を鬼にして厳しく注意をせざるを得ませんでした。さて今年のエイプリルフール原稿にも嘘が入っています。見破ることはできましたか？

さて今月の話題は『意識消失』です。

『意識消失』という言葉の中に含まれる『意識』の意味は先月書いたものの内①心が知覚を有している状態、「病状が回復し『意識』を取り戻す」などと使用（第27号参照）に当たると思います。勿論医療の世界においてはこの意味で使われる『意識』が一番大切です。『意識消失』は脳の病気の症状として大切なものであることは間違いありませんが、一時的な『意識消失』だけでは脳の器質的な疾患（脳内出血や脳腫瘍などのことです）はないことが多いようです。『意識消失』に激しい頭痛、手足のしびれ、言語障害などが伴うと脳の器質的な疾患の可能性が高くなると思っています。例えば大量の飲酒などでも『意識消失』をきたしますが、これは脳の器質的な疾患があるわけではありません。だからと言って『意識消失』するほどの飲酒は健康管理上において、もっての外の悪業と言わざるを得ません。次回は『意識消失』と『頭部打撲』について触れてみたいと思っています。いろいろな患者さんの『意識消失』に注意しながら、自らの襟を正して行ける、そんなクリニックをスタッフとともに目指していきたいと思っています。

## ◇健康診断のお知らせ◇

当院では、健康診断を実施しております。予約制となりますので、ご希望の方は受付へお申込みください。

検査項目等詳細は、別紙“健康診断のご案内”をご覧ください。

## ◇当院からのお願い◇

◆月初めには、保険証の提示をお願いいたします。70歳以上の高齢受給者証をお持ちの方は、保険証と一緒にご提示ください。

◆お電話にてご予約される際は、まず診察券番号とお名前をお伝えくださいますようお願いいたします。

◆お引越し等で住所・電話番号が変更になった際は、お知らせください。

今後とも、クリニックならびにクリニック通信にご指導いただければ幸いです。

興村脳神経外科クリニック